

素案	骨子案
<p>手話は、物の名前、抽象的な概念等を手指の動き及び表情を使って視覚的に表現し、思考と結びついた一つの言語であり、手話を必要とする人が知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産です。</p> <p>一方で、我が国では手話が言語であることに対する理解が十分であるとは言えず、過去には手話の使用について様々な制約を受けてきた歴史があります。その中でも、手話を必要とする人々の中で手話は生き続けてきました。</p> <p>こうした背景の下、手話を必要とする乳幼児から高齢者までの様々な世代の人々が地域で安心した生活を送るためには、言語として手話を獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使うことができる環境を整備し、手話を継承していくことが必要です。</p> <p>世田谷区は、手話が言語であるとの認識に立ち、区民の手話に対する理解を促進し、手話を使いやすい環境の整備等を進めることをもって、手話を使う人及び手話を使わない人から成る区民全員で地域共生社会を実現するために、この条例を制定します。</p>	<p>前文 (省略)</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及のための基本理念を定め、世田谷区の責務並びに事業者の役割及び区民の協力について明らかにするとともに、区の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定め、もってろう者その他の手話を必要とする者（以下「手話を必要とする者」という。）の権利が尊重される地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>1 目的</p> <p>この条例は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及のための基本理念を定め、世田谷区（以下「区」という。）の責務並びに区民及び事業者の役割を明らかにするとともに、区の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定め、もってろう者、難聴者、中途失聴者等の手話を必要とする者（以下「手話を必要とする者」という。）の権利が尊重される地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ</p>	

<p>る。</p> <p>(1) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある者をいう。</p> <p>(2) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。</p> <p>(3) 地域共生社会 障害のある区民その他の様々な状況及び状態にある区民が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、地域において共に生きる社会をいう。</p>	
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、一人ひとりに、社会の一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参画する機会が確保される地域共生社会の実現を目的として実施されるものとする。</p>	<p>2 基本理念</p> <p>手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、一人一人が相互に人格と個性を尊重し合いながら、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参画する機会が確保される地域共生社会を実現することを目的とする。</p>
<p>(区の責務)</p> <p>第4条 区は、この条例の目的を達成するため、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる施策を講ずるものとする。</p> <p>(1) 手話を必要とする者の権利を尊重し、国、東京都その他関係機関及び手話を必要とする者と連携して、手話に対する理解の促進及び手話の普及を推進するための施策</p> <p>(2) 手話を必要とする者が言語として手話を獲得し、手話で学び、手話を使用するための切れ目ない環境の整備を推進するための施策</p> <p>(3) 手話を必要とする者が必要な情報を手話で取得できるよう、手話を用いた情報発信を促進するための施策</p>	<p>3 区の責務</p> <p>区は、この条例の目的を達成するため、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる施策を講ずるものとする。</p> <p>(1)手話を必要とする者の権利を尊重し、国、東京都その他関係機関及び手話を必要とする者と連携して、手話に対する理解の促進及び手話を普及させるための施策</p> <p>(2)手話を必要とする者が言語として手話を獲得し、手話で学び、手話を使用するための切れ目ない社会環境整備を推進するための施策。</p> <p>(3)手話を必要とする者が必要な情報を手話で取得できるよう、手話を用いた情報発信を促進するための施策</p>
<p>(事業者の役割)</p> <p>第5条 事業者は、地域共生社会の実現に向け、次に掲げる取組を実施するよう努めるものとする。</p> <p>(1) 手話に対する理解を深めること。</p> <p>(2) 区が実施する手話に対する理解の促進及び手話の普及のための施策に協力すること。</p>	<p>4 事業者の役割</p> <p>事業者は、地域共生社会の実現に向け、手話に関する理解を培うよう努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、区が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>3 事業者は、手話を必要とする者が利用しやすい事業の運営に努めるものとする。</p>

<p>(3) 手話を必要とする者が手話を使用しやすい環境を確保すること。</p>	
<p>(区民の協力) 第6条 区民は、地域共生社会の実現に向け、手話に対する理解を深めるよう努めるものとする。</p>	<p>5 区民の協力 区民は、地域共生社会の実現に向け、手話に関する理解を培うよう努めるものとする。</p>
<p>(手話の普及啓発) 第7条 区は、手話に対する理解の促進及び手話の普及のための啓発活動を行うものとする。 2 区は、区民が手話を必要とする者が直面する言語的障壁及び文化の違いに関する知識を培う機会を設けるよう努めるものとする。</p>	<p>6 手話の普及啓発 区は、手話に対する理解の促進及び手話の普及のための啓発活動を行うよう努めるものとする。</p>
<p>(手話を用いた情報発信及び意思の表明) 第8条 区は、手話を必要とする者が区政に関する情報を手話により取得するとともに手話により意見を表明することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>7 手話を用いた情報発信 区は、手話を必要とする者が区政に関する情報を速やかに取得することができるよう、手話を用いた情報発信を行うものとする。</p>
<p>(手話通訳者の派遣のための人材確保、養成等) 第9条 区は、手話を必要とする者が手話通訳者の派遣により、手話を使用した支援を受けることができるよう、関係機関と連携し、手話通訳者及びその指導者の確保、養成並びに手話技術及び専門性の向上に努めるものとする。 2 区は、手話通訳者を増やすための啓発活動を行うものとする。</p>	<p>8 手話通訳者の派遣のための人材確保、養成等 区は、手話を必要とする者が手話通訳者の派遣等により意思疎通を図るための支援を受けることができるよう、関係機関と連携し、手話通訳者及びその指導者の確保、養成並びに手話技術及び専門性の向上に努めるものとする。 2 区は、手話通訳者を増加させるための啓発活動を行うものとする。</p>
<p>(災害時における措置) 第10条 区は、災害その他の非常事態においても、手話を必要とする者が手話を使用して必要な情報を迅速かつ的確に取得し、及び円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>9 災害時における措置 区は、災害その他の非常事態において、手話を必要とする者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p>附 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	